

令和元年8月9日 公告

「水都国際中学校・高等学校西学舎建設その他工事」

○入札説明書の一部に表記誤りがありました。再度ご確認ください。

修正箇所	誤	正
入札説明書 21 前払金	前払金については大阪市規則「公共工事の前払金に関する規則」及び「公共工事の前払金取扱要項」の取扱いによることとする。	30%

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除  
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上納付）  
ただし、政府公債、大阪市債等の提供または金融機関の保証または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 21 前払金

前払金については大阪市規則「公共工事の前払金に関する規則」及び「公共工事の前払金取扱要項」の取扱いによることとする。

22 本案件は、大阪市設計・施工技術連絡会議の設置対象工事である。

## 23 入札の中止

次の事項が生じた場合には、入札を中止することがある。

- (1) 入札参加者がなかった場合
- (2) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由があるとき

## 24 実施上の留意事項

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、入札の中止となった場合においても同様とする。
- (2) 提出された入札参加資格審査資料、根拠資料等は入札に関する調査以外に使用することはない。
- (3) 提出された入札参加資格審査資料、根拠資料等は返却しない。
- (4) 審査の経緯は原則として非公開とする。

## 25 契約の締結

本案件については、落札決定後仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

## 26 落札の取消し又は仮契約の解除

発注者は、落札決定から本契約締結までの間において、共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合、落札の取消し又は仮契約の解除をすることができる。

- (1) 建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

## (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。

## (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上納付）

ただし、政府公債、大阪市債等の提供または金融機関の保証または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 21 前払金

30%

## 22 本案件は、大阪市設計・施工技術連絡会議の設置対象工事である。

## 23 入札の中止

次の事項が生じた場合には、入札を中止することがある。

## (1) 入札参加者がなかった場合

## (2) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由があるとき

## 24 実施上の留意事項

## (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、入札の中止となった場合においても同様とする。

## (2) 提出された入札参加資格審査資料、根拠資料等は入札に関する調査以外に使用することはない。

## (3) 提出された入札参加資格審査資料、根拠資料等は返却しない。

## (4) 審査の経緯は原則として非公開とする。

## 25 契約の締結

本案件については、落札決定後仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

## 26 落札の取消し又は仮契約の解除

発注者は、落札決定から本契約締結までの間において、共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合、落札の取消し又は仮契約の解除をすることができる。

## (1) 建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

## (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

## (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

## (4) 直近の経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過した場合

## (5) 4(1)⑤における配置予定技術者を配置できない場合